

商 品 名	シニアライフローン
ご利用 いただける方	当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方、または同地区内の事業所に勤務されている方および個人事業主の方で、次の要件をすべて満たす方。 ①満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方で、安定継続した収入がある方。(年金収入は、安定継続した収入とみなすことができます) ※自営業者の場合、現在の業種での確定申告実績がある方。 ②国民年金、厚生年金、各種共済年金の受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方。 ③年金担保借入がない方。 ④(一社)しんきん保証基金の保証が得られる方。
お使いみち	リフォーム(増改築、修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの。 ①申込人又は申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可。 ②申込人が①を用途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン(切替プランを除く)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料(①と合わせた申込に限る)。
ご融資金額	1万円以上100万円以内(1万円単位)
ご融資期間	3か月以上10年以内
ご融資利率	固定金利(当金庫所定の利率を適用させていただきます。)
ご返済方法	次のいずれかより選択いただけます。 ①隔月元利均等・元金均等返済(約定返済日は偶数月15日) ②毎月元利均等・元金均等返済(約定返済日は毎月15日) ※ご指定日に、指定口座から自動引落します。
担保・保証人	不要です。(保証会社である(一社)しんきん保証基金が審査のうえ保証します。)
諸費用・手数料	・ご契約の際には、ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)に所定の印紙を貼付いただきます。 ・ご契約時に手数料は不要です。 ・繰上返済時または返済条件変更時には別途、当金庫所定の手数料がかかる場合があります。
保証料	保証料は、融資利率に含まれています。
融資形式	証書貸付
金利情報の入手方法	当金庫ホームページに表示しています。または、当金庫の本支店までお問合せください。
返済試算額の入手方法	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。
ご用意いただくもの	・本人を確認できる書類 運転免許証(運転免許証をお持ちでない場合は、個人番号カード、健康保険証 <sup>(※)</sup> 、パスポート <sup>(※)</sup> 、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか) ※ただし、健康保険証および2020年2月4日以降に発行されたパスポートは、他の本人確認書類または補完書類が必要になります。 ・返済用口座(総合口座または普通預金)の通帳と届出印 ※上記の口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただきます。 ・資金用途確認書類 ・年金証書(年金取引確認資料)
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口(9時～17時、電話:0120-260-262)までお申し出ください。
紛争解決処置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。